



佐賀県公共事業景観形成指針 解説書

## はじめに

佐賀県は、趣の異なる二つの海に面し、内陸部は1,000m級のなだらかな山々が、その裾野には、広大で肥沃な平野が広がっています。また、自然や地形をつなぎ、景観としての統一感を持たせている川やクリークが流れ、平野に広がる田園や山あいにあふれる緑があります。このような恵まれた環境のもと、先人達は集落や都市を形成し、これらを後世に伝えてきました。

しかし、近年の社会経済情勢の変化、一部地域の都市化の進行等によってこれらの景観が損なわれていることも事実です。

県では、広域の景観行政をつかさどる主体として「佐賀県美しい景観づくり条例」（平成20年4月1日施行）を制定し、これを基本理念として、永続的に景観づくりを推進しています。

港湾、道路、河川、ダム等の公共施設は景観の骨格であり、地域の景観に大きな影響を与えます。過去に実施した県民アンケートでは、公共事業が美しくない景観として指摘されるなど、地域の景観に配慮されていない現状もあります。一方、景観に配慮した公共事業により形成される公共空間は、地域の環境を向上させ、住民に精神的な豊かさをもたらすとともに、後世における資産となります。

このようなことから、公共事業による良好な景観形成への積極的な取り組みが求められており、この度、公共事業を実施する場合における良好な景観形成のための指針を策定しました。この解説書は具体的事例や景観形成の考え方等を示しながら指針を分かりやすく示したものです。

今後、公共事業の実施にあたっては、地域の環境や実情等を的確に把握し、地域に即した景観形成の手法を探っていくための手がかりとして、この解説書をご活用ください。

## 目 次

●解説書の見方	2p
1. 目的	3p
2. 適用範囲	4p
3. 公共事業の実施における景観形成の基本姿勢	5p
4. 公共事業の実施における景観形成の基本的考え方 (1) 景観資源を把握し生かす (2) 先導的役割を果たす (3) 公共空間の連続性、一体性を図る (4) 住民意見を把握する (5) 視点場からの見え方に配慮する (6) 使いやすさを考慮する (7) 時間の経過を考慮する	6p
5. 共通指針	16p
5-1 基本的事項 ① 位置及び規模 ② 形態及び意匠 ③ 素材 ④ 色彩	
5-2 要素別事項 ① 法面 ② 擁壁 ③ 防護柵 ④ 護岸 ⑤ 緑化 ⑥ 標識、公共広告物 ⑦ 照明施設 ⑧ 舗装 ⑨ 占用工作物等	29p
6. 施設別指針 道路、河川など施設毎の配慮事項（国のガイドラインの紹介）	43p
●参考資料 ■佐賀県公共事業景観形成指針 ■佐賀県美しい景観づくり条例 ■佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度 ■景観法の概要 ■佐賀県内市町の景観行政の取組み	45p

## ● 解説書の見方

### 1. 指針の構成

指針は、「1. 目的」「2. 適用範囲」「3. 公共事業の実施における景観形成の基本姿勢」「4. 公共事業の実施における景観形成の基本的考え方」「5. 共通指針」「6. 施設別指針」に分かれています。

「3. 公共事業の実施における景観形成の基本姿勢」は、事業担当者等が良好な景観形成の実現に向け取り組む際の基本姿勢です。

「4. 公共事業の実施における景観形成の基本的考え方」は、公共事業において景観形成を図るうえで、配慮すべき基本的な考え方です。

「5. 共通事項」は、「5-1 基本的事項」と「5-2 要素別事項」に分けられます。「5-1 基本的事項」は、公共施設の位置や規模、形態や意匠、素材、色彩を検討する際に配慮すべき全事業に共通する基本的事項です。「5-2 要素別事項」は、法面や舗装等の事業を行う際に配慮すべき各公共施設に共通する要素別事項です。

「6. 施設別指針」は、施設毎に配慮すべき事項ですが、本指針では既に示されている各種ガイドラインの活用に努めることとし、その紹介をしています。

### 2. 解説書の見方

解説書は、項目ごとに指針、指針のねらいや景観形成の考え方等によって構成されています。写真やイラストにより配慮の事例を示していますが、あくまで一例であり、実際には、事業毎、場所毎に配慮すべき内容を総合的に検討する必要があります。

5-2 共通指針 — 要素別事項

**5-2-③ 防護柵**

位置、構造、形態、素材及び色彩の工夫により、地域及び場所の特性や統一性に配慮し、周辺の景観と調和するよう努める。

- ・防護柵は、安全を確保するために必要ですが、景観上は好ましくないため、新設時に道路構造等の検討や、縁石、柵止め、植樹帯などの代替も含め、安全性を確保した上で、設置の必要性を十分に検討することが重要です。
- ・目立ちすぎる色彩や、地域特性の過度な装飾は、景観を阻害する要因ともなります。周辺の景観に調和するシンプルな形状・色彩を基本とし、周辺景観への見通しや他の附属施設等との統一性に配慮する必要があります。また、歩行者が接近する場所では安全性等への配慮も必要です。

○ 自然景観等の眺望を確保する場所等では、透過性の高い構造とするほか、低明度の色彩とする。



× 過度な装飾やレリーフ等を避ける。



防護柵の代替機能となる緑地帯により、良好な景観と安全性を確保している。(唐津市)



防護柵を低明度の色彩、シンプルなデザインとし、眺望の阻害とならないよう配慮されている。(熊本市)



× 配慮が望まれる事例



過度な地味性の表現のため、防護柵が目立っている。

指針

指針本文を記載しています。  
※指針全体は 46 ページに記載

指針のねらい、  
景観形成の考え方

イラストや写真を使いながら、指針の解説や、景観形成の考え方を分かりやすく記載しています。

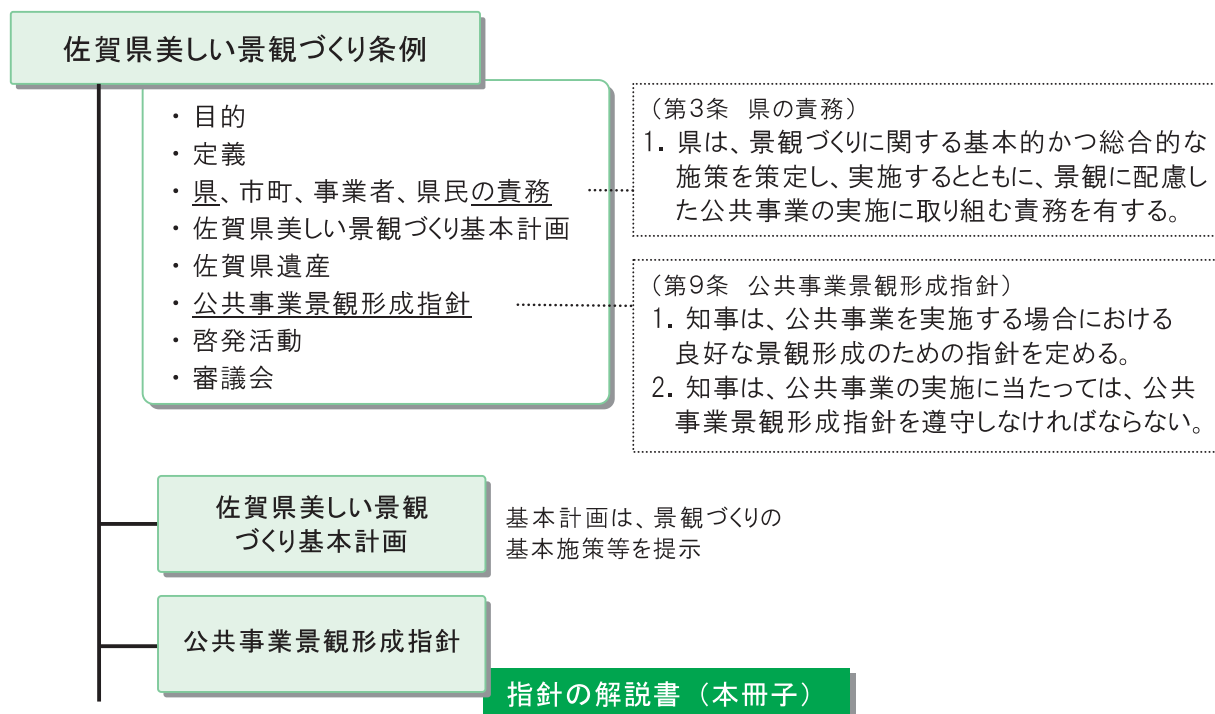
## 1. 目的

佐賀県は、趣の異なる二つの海、中央のなだらかな山々、肥沃な平野等豊かな自然や地形に恵まれ、先人たちは、日々の暮らしの営みの中で、また大陸との交流により、多様で個性的なまちなみなどを創造して後世に引き継いできた。この美しい景観をより良いものにして次世代に引き継ぐため、本県では、広域の景観行政をつかさどる主体として「佐賀県美しい景観づくり条例」(平成 20 年 3 月)(以下「条例」という。)を制定し、これを基本理念として、永続的に景観づくりを推進している。

公共事業はその規模や公共性から、地域の景観に与える影響も大きく、県土の景観形成の先導的な役割を果たすため、事業実施にあたり良好な景観形成への積極的な取り組みが求められている。

この指針は、条例第9条第1項の規定に基づき、公共事業における景観形成のための基本的な考え方を定めるものであり、本県の良好な景観の形成に寄与することを目的とする。

## ◆指針の位置づけ



「佐賀県美しい景観づくり基本計画」では、県内の各地の個性を尊重しながら、全体として佐賀県の美しい景観を守り、育て、創り出していくことができるよう、景観づくりの基本方向を次のとおりとしています。

- ① 美しく豊かな自然や地形と調和した景観づくり
- ② 歴史、文化の継承と創造による景観づくり
- ③ 快適な都市や農山漁村の生活空間づくり
- ④ 地域コミュニティの更なる形成に通ずる景観づくり

⇒「佐賀県美しい景観づくり基本計画」は、

佐賀県美しい景観づくり「美しさが」 <http://www.pref.saga.lg.jp/web/keikan> を参照。

## 2. 適用範囲

### (1) 対象事業

この指針は、県が実施する公共事業について適用する。

なお、景観形成のための内容や水準については、地域の実情や施設に求められる役割、その他の景観形成に及ぼす影響を勘案し適用する。

### (2) 適用除外

災害復旧事業など緊急を要する事業、地下構造物等事業による周辺の景観に与える影響がないか、きわめて小さい場合及び維持補修業務などの小規模な事業は、本指針の適用を除外することができる。

なお、このような除外事業であってもできる限り景観に配慮することが望ましい。

### (3) 他事業者への助言又は要請

県は、国や市町等が実施する公共事業について、本指針に配慮するよう助言又は要請する。

(1) 本指針は、県が実施するすべての公共事業において適用します。

景観形成のための内容や水準は、事業地における地域の将来像、周辺の状況、事業の目的など様々な条件を把握した上で、事業ごとに、求められる景観形成上の役割等を検討することが必要です。

(2) 災害時等は緊急を要し、景観への配慮が難しいことから指針の適用除外としていますが、長期的に景観への配慮がなされない状況とならないよう事業を行うことが望まれます。

(3) 国の事業においては、すでに公共事業における景観検討の基本方針が示されているほか、市町においても積極的に取り組まれている地域があります。事業主体の取り組みに応じて、本指針に配慮するよう助言又は要請し、県全体で景観形成が図られることを目指します。

### 3. 公共事業の実施における景観形成の基本姿勢

- (1) 地域特性を踏まえたうえで、県民、事業者、県、市町等は良好な景観形成についての認識を共有するよう努める。
- (2) 事業担当者は良好な景観形成に対する知識の研さん等に努める。

(1) 地域の特性を生かした景観形成を行うためには、行政だけでなく、県民、事業者、CSO、専門家等、関係者が良好な景観のイメージを共有する必要があります。地域住民等に長く親しまれる公共施設の整備を行い、民間と一体となった良好な景観を形成することが重要です。

(2) 公共事業における良好な景観形成とは、機能の向上につながらない過度な装飾や、必要以上にコストをかけてグレードアップすることではありません。施設の使われ方や景観特性を踏まえ、必要なものに対して適切なコストをかけることが大切です。

公共事業を行う担当者は、景観形成に対する正しい意識・知識を深めるとともに、景観に配慮する視点を常に持ち続けることが必要です。また、事業を行なう過程で検証を行い、次の事業に生かす等、常により良い公共施設の整備に努めます。

#### ◆ 公共施設における景観形成上の視点



県民生活をより豊かなものにするために、公共施設において永続性、公共性、地域性への配慮が必要です。

#### 【永続性】

- ・一時の流行に左右されず飽きのこないデザインとすること
- ・長年使われることにより愛着が生まれること
- ・時間の経過とともに、より味わいを増したり、周囲の景観になじむこと

#### 【公共性】

- ・大多数の人々に好まれるよう、好き嫌いの評価が分かれる個性の強いデザインは控えること
- ・地域の共有財産として誇れるものであること
- ・機能性と使われ方を意識すること

#### 【地域性】

- ・地域の自然、歴史、文化等と人々の生活文化、経済活動と調和し、地域の個性を伸ばせること
- ・地域の自然環境の保全と復元に配慮すること
- ・多様な生物からなる生態系の保全など地域の自然環境に配慮すること

## 4. 公共事業の実施における景観形成の基本的考え方

### 4-1 景観資源を把握し生かす

事業地の自然、歴史、文化等の景観資源を把握し、それらを生かすことにより、将来にわたり県民共通の資産となる景観を創出するよう努める。

- ・公共事業の計画地やその周辺地域の景観資源を調査、把握することにより、守るべき景観資源が明確になり、景観形成のための課題の抽出や目標の設定等が容易になります。

景観資源の把握には、地域の人だけでなく、そこを訪れる人々や専門家など、客観的な視点からの評価も重要です。また、多様な視点から、景観資源相互の関係性を把握することが重要です。

- ・既存の景観資源を生かすことにより、県民に誇りとされる景観を創出し、新たな地域の魅力を形成していくことが必要です。



蕨野の棚田（唐津市）



肥前浜宿・酒蔵通り（鹿島市）



直鳥環濠集落（神崎市）

#### ◆景観資源の把握

自然	気象・気候、地形（海、山、河川、湖沼）、植生（樹林、並木）、土地利用（農地、森林等）等
歴史・文化	地域の歴史・史実（地名の由来、まちの成り立ち）、歴史的まちなみ、（城下町、宿場町、門前町、港町等） 歴史的建造物（神社仏閣、伝統的家屋等）、史跡、遺跡、地域の素材（木材、石材、陶磁器、和紙等）、伝統的工法、産業、特産物、風物詩、伝統行事、イベント、風習、人の暮らし 等
都市	土地利用（住宅地、商業地、都市公園、工業地、港湾・漁港、観光地等）、道路、鉄道、建造物、駅、ポケットパーク、モニュメント 等



## 4- (2) 先導的役割を果たす

公共事業の実施においては、安全性、機能性及び経済性等とあわせて、景観は重要な要素の一つとし、良好な景観形成のための先導的な役割を果たすよう努める。

- ・公共事業において、率先して良好な景観形成を行うことで、民間施設や地域の生活環境における良好な景観形成の誘導、促進につながります。沿道等も含めた公共空間全体の質の向上を図るための先導的な取り組みも公共事業の重要な役割のひとつです。
- ・公共施設の目的である安全性、機能性、経済性等とあわせて、周辺景観との調和や機能美等による景観への配慮を、事業実施の際の原則のひとつとして位置づけ、美しさの形成を図っていく必要があります。
- ・美しい国づくり政策大綱(平成15年7月:国土交通省)においても、美しさの形成を、公共事業実施の際の原則の一つとする、基本的考え方が示されています。

## ◆美しい国づくり政策大綱

(平成15年7月 国土交通省)

前文には、「戦後、経済発展のため基盤づくりに邁進し、量的充足を追及する一方で、景観など質の面でおおそかな部分があったことを省み、これからの国土整備においては、国土を国民の資産として、美しい自然との調和を図りつつ整備し、次世代に引き継ぐという理念の下、美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることとした」という旨が記されています。

この基本的考え方のひとつに以下の「美しさの内部目的化」が示されています。

「美しさの形成を、公共事業や建築活動などの際の特別なグレードアップとして実施するのではなく、それらの実施に際し抛るべき原則の一つ、原則として実施すべき要素の一つとして位置付けるなど、行政及び国民の活動の内部目的とする。」



沿道の商店がセットバックし植栽するなど、街路空間を生かした景観形成が図られている。  
(佐賀市)



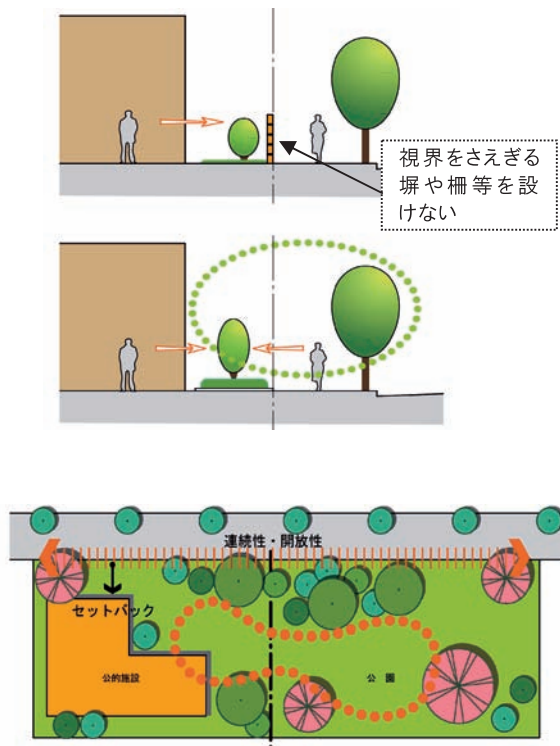
水路整備により、隣接した商店が水路に面したテラスを設けるなど、民間の景観形成の誘導につながっている。(佐賀市)

### 4-（3）公共空間の連続性、一体性を図る

景観形成に関連する他の法令、各種計画を把握するとともに、他事業との十分な連携により公共空間が連続性、一体性を持つよう良好な景観形成に努める。

- ・景観を規制、誘導するには、景観法、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の様々な法律や、市町の条例、各種計画などがあるため、これらを把握し、より効果的に景観形成を進めていく必要があります。
  - ・公共事業は、目的の異なる事業が、市町、県、国等の異なる事業主体により実施されています。事業区域など、目には見えない境界線で分断されることなく、連続性、一体性のある景観形成に取り組むことが重要です。
- また、住民による建築協定等、自発的な景観形成活動と連携すること等により、官民境界においてもできる限り連続性、一体性を確保するよう工夫することが重要です。

#### ◆事業区域境界部の配慮による一体性の創出



- ・管理上支障のない範囲で敷地周囲の塀や柵等の設置を避け、周囲の道路と公園等が一体的に見渡せるよう、開放性を持たせる。

#### ◆景観形成に関連する制度や施策

##### 【法令等による地区規制等】

景観法、都市計画法、屋外広告物法  
文化財保護法、自然公園法  
地域における歴史的風致の維持及び向上に  
関する法律(歴史まちづくり法)  
世界遺産条約 等

##### 【県における条例、計画等】

佐賀県美しい景観づくり条例  
佐賀県屋外広告物条例  
都市計画区域マスタープラン  
佐賀県環境影響評価条例 等

##### 【市町における条例、計画等】

総合計画、景観条例  
市町村マスタープラン、地域住宅計画 等

##### 【住民による協定】

景観協定、建築協定 等

#### ◆建築協定の事例

街路事業に合わせ、中心市街地としての町並景観に統一感を創出するよう、沿道住民による建築協定が結ばれている。(小城市)



街路事業に合わせ、沿道住民による建築協定が結ばれ、景観形成が図られている。(鹿島市)

### 4-（4） 住民意見を把握する

事業の早い段階から地域住民、事業者及び市町の意見を反映するための必要な措置を講じ、地域住民の意識を高めるとともに、官民協働による良好な景観の形成に努める。

- ・公共事業の内容によっては、地域住民にとって慣れ親しんだ景観が変化するなど、地域の景観に大きな影響を与える可能性があります。説明会やワークショップ等により合意形成を図りつつ、事業に適切に反映するよう配慮することが重要です。
- ・合意形成には、パースや模型等視覚的な表現を用いることが有効です。シミュレーションの手法は、その特徴を踏まえ、対象に応じて適切に選択することが重要です。景観の予測や評価を行う場合は、意図的なデフォルメや日常ではあり得ない視点からの予測図は避けなくてはなりません。
- ・地域の自主的な景観づくり活動や維持管理活動を育成・支援することも重要です。



住民意見を把握することにより、地域住民に親しまれ、使いやすい施設整備につながる。

#### ◆里親制度（アダプトプログラム）

住民、自治会等が地域の道路等、公共施設の里親となり清掃や植栽管理等を行う。行政は用具の貸与や傷害保険の負担等を行う。役割等の分担を明確にし、必要に応じて協定を取り交わす。adopt:「養子にする」

・県内市町での取組事例・・・さわやかマイタウン SAGA(佐賀市)、基山町アダプトプログラム 等



管理協定により、地域住民による道路の清掃活動が行われている。(佐賀市)

#### ◆景観シミュレーションの主な手法と特徴

<b>スケッチパース</b> 図面では分かりにくい完成後の状況を想定した図。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由な視点、自由な画角による描写や簡略化・強調が可能である等、作成目的や検討の熟度に合わせた表現の自由度がある。</li> <li>・作者の主観や技量でイメージが異なる場合がある。</li> </ul>
<b>コンピューターグラフィックス(CG)</b> 3D-CAD等を使用して、土木構造物等の立体図を作成したもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色の変更等、画面上での細かな検討が容易。当初の入力に時間、コストを要する。</li> <li>・周辺地形を入力すれば、様々な視点からのシミュレーションができる。</li> </ul>
<b>フォトモンタージュ</b> 事業地周辺の写真に、施設の絵(CG、模型写真等)を合成したもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背景に現実の写真を使うため、実際のイメージに近い景観の検討が可能。</li> <li>・視点の変更は難しい。CGを用いたものは、色彩等の検討は容易。</li> <li>・現状で写真撮影が可能な視点場からの予測に限定。</li> </ul>
<b>動画</b> CGデータを基に動画として発展させたもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視点を自由に移動させて、任意の視点から得られる景観を即時に再現可能。</li> <li>・周辺土地利用が多様で、広範囲に多数の視点場・視対象を有する地域や道路走行時の連続的な景観の予測、新たな視点場が生じる場合の予測等に適する。</li> </ul>
<b>模型</b> 3次元空間を縮尺を変えた3次元媒体によって再現したもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大まかな視点の設定や位置の検討が容易。構造物の3次元的な形の収まりや、部分的な細部の検討、予測と評価を繰り返し行う場合に適する。</li> <li>・見る角度を変えることで、視点の変化は可能。アイレベルの景観を予測する場合は、ファイバースコープを用いた写真等により行う。</li> </ul>

## 4- (5) 視点場からの見え方に配慮する

公共施設が視点場(見る場所)及び視対象(見られる対象)となる事に配慮し、眺望景観が良好なものとなるよう努める。特に道路、河川等については、移動によって連続して変化する景観の調和に配慮する。

・公共施設は、周囲の良好な景観を眺める場(視点場)としての役割を期待されるとともに、施設自体が周囲の環境とともに景観として眺められる対象(視対象)の一部ともなります。

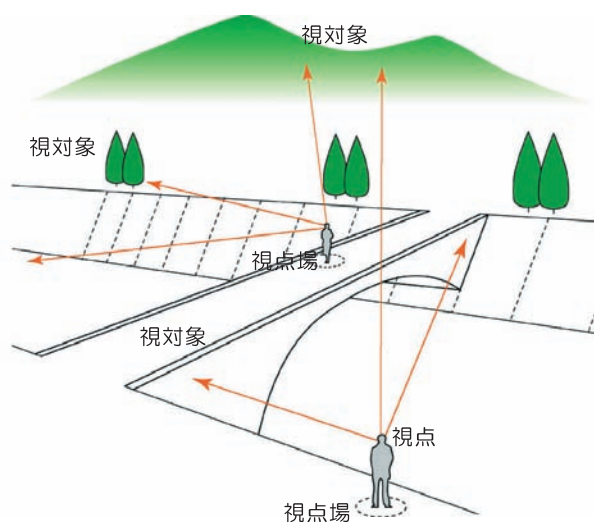
視点(眺める時の人の目の位置)と視対象の距離に応じた配慮が必要です。

・公共施設が視対象となる場合は、周辺景観の中で象徴的に浮かび上がる「図」となるのか、周辺景観に溶け込み、背景として認知される「地」となるのかを考慮する必要があります。

## ◆ 「図」と「地」

物の見え方に関する基本的概念の一つ。

「図」とは、全体の中で浮かび上がって見える部分を指し、「地」とは、その背景として認知される部分。



・特に良好な景観資源が眺めやすい場所については、心地よい視点場をとすることが望まれます。

・道路等の移動においては、視点の移動により変化する景観(シークエンス景観)が、見る人に期待感、楽しみ、心地よさを与えます。視点の移動速度や視線の方向に配慮することが重要です。

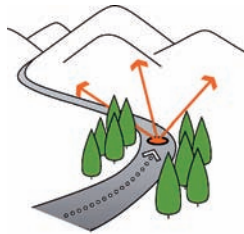
## 【参考】 景観の捉え方

### ◆内部景観と外部景観

当該施設(領域)の内側から見る場合と、外側から見る場合との双方に着目し、それぞれの景観を「内部景観」、「外部景観」として区別することがある。

#### 「内部景観」

- ・道路の場合、内部景観は、道路自体(線形や附属物など道路空間自体)と、道路外の沿道建築物等や田畑、さらに遠景の山等で構成される。相互の調和が重要。
- ・事業地周辺にランドマークとなる山並み等がある場合は、線形を工夫し、良好な景観資源を取り込むことができる。



内部景観



外部景観

#### 「外部景観」

- ・大規模な構造物や建築物、長大な法面等は、どこから、どのように見られるかに配慮し、周辺景観との調和が重要。

### ◆シーン景観とシーケンス景観

視点の動静に着目し、固定した視点から見られる透視図的な景観を「シーン景観」、視点の移動につれて連続して変化する景観を「シーケンス景観」という。

#### 「シーン景観」

- ・公共施設は「眺望対象」、眺望対象前後の「阻害要因」、眺望対象の「視点場」となる場合があり、特に事業の初期段階の検討が重要。



シーン景観

#### 「シーケンス景観」

- ・移動速度(車、歩行等)により、認識できるシーケンス景観が異なるため、移動速度に応じた連続性等の配慮が必要。移動速度がゆっくりであるほど、きめ細やかな配慮が必要。また、視点移動する方向も移動手段によって異なり、自転車や歩行等では、その方向が多様となる。

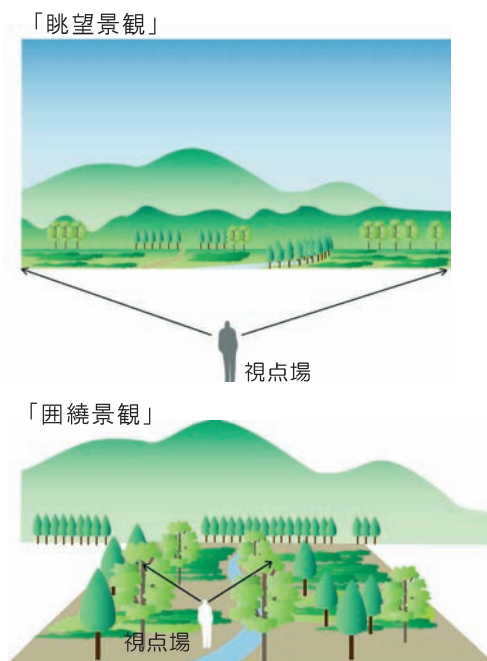


シーケンス景観

◆眺望景観と圍繞(いによう)景観

視覚を通じて認知される景観像を「眺望景観」ということに対し、身の回りの景観として認知される場として捉えることを「圍繞景観」という。

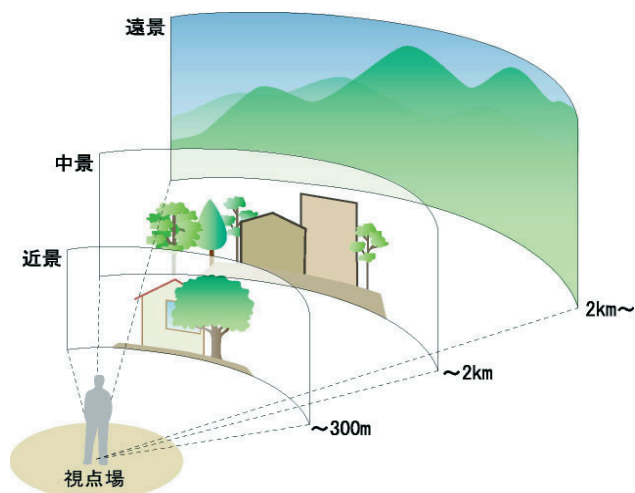
景観の保全には、特定の視点場から特定の景観資源を眺める「眺望景観」だけでなく、身近な身のまわりの景観(圍繞景観)の構成要素を全体として保全していくことが重要。環境アセスメントにおいては、景観項目に関して「眺望景観」と「圍繞景観」に区分して、影響評価を行うこととされている。



◆遠景・中景・近景

視対象の見え方を区別して、遠景・中景・近景に区別することができる。遠景・中景・近景の良好な関係性を創り出すことが、魅力的な景観形成の基本となる。

(距離的な区別ではなく、その景観の見え方の違いによる区別)



区分	距離のめやす等	設計時の景観配慮事項
遠景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約2km以上離れた領域。</li> <li>・視対象と背景が一体となって見える。視対象と背景とのコントラストや視対象のアウトラインによって構成される景観。</li> <li>・樹木は、まとまりとして認識される。ヒトの存在は認識できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背景となる景観との調和。</li> <li>・施設の配置や規模、形態などが自然の地形や地域のシンボルを阻害しないよう配慮。</li> </ul>
中景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約300m~2kmの領域。</li> <li>・対象自体に明暗や色彩の違いを認識することができる。視対象自体の形態や意匠、構成要素の配置等を理解できる景観。</li> <li>・個々の樹木や質感が認識できる。ヒトの存在が認識できる限界。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の建築物等との調和。</li> <li>・町並みの連続性や、生態系への配慮。</li> </ul>
近景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約300m以内の領域。</li> <li>・視対象の意匠や素材、表面の仕上げを理解することができる景観。</li> <li>・樹木の葉・幹・枝振りなど樹木の特徴や葉の動きなどが認識できる。ヒトの活動が認識できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造物本体の形態意匠、素材、色彩等への配慮。</li> <li>・歩きやすさ、手触り等への配慮。</li> </ul>

## 4- (6) 使いやすさを考慮する

誰もが安心、安全、快適に利用できるよう、利用者の動線や目線、スケール感<sup>※</sup>を考慮した施設の整備に努める。

・人が安心、安全、快適に利用する姿も景観構成要素の一つです。利用者の動線や目線、利用者が感じる大きさ等を考慮するとともに、誰もが使いやすいユニバーサルデザイン<sup>※</sup>に配慮した施設とすることが重要です。

## ◆ユニバーサルデザイン関係法令等

- ・佐賀県福祉のまちづくり条例  
⇒さがユニバーサルデザインラボ <http://www.saga-ud.jp>
- ・ユニバーサルデザイン政策大綱(国土交通省)
- ・バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)(国土交通省)  
⇒国土交通省 HP  
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>  
関連する各種ガイドライン示されている。

・大規模な施設であっても、休憩施設や親水空間、歩行空間等の人が利用する空間においては、緑化や高層部の壁面後退など、利用者への圧迫感の軽減を図れるようなヒューマンスケール<sup>※</sup>に配慮したデザインを取り入れることが重要です。

## ※スケール

実際の大きさではなく、対象の大きさを周辺との関係で論じる場合に用いられる相対的な大きさの概念。

同一の大きさの物でも、それが設置される場所の周囲にあるものや空間との関係によって異なったスケールとなる。

## ※ユニバーサルデザイン

製品、建物、空間、環境等を、様々な人ができる限り利用可能であるようにはじめから考えてデザインするという概念。男性や女性、子どもやお年寄り、身体に障害をもった人、日本語が分からない人など、できる限り多くの人に使いやすいよう考えてつくること。景観的には、経路やサインが容易に認識できるよう見通しの確保や、色覚障害者を考慮した色彩の選択などに配慮することもユニバーサルデザインの一つといえる。

## ※ヒューマンスケール

人間の感覚や行動に適合した、適切な空間の規模や物の大きさ。例えば、庭木や垣根に囲まれた緑豊かな低層の住宅地や路地空間などは、親しみやすいヒューマンスケールの景観といえる。

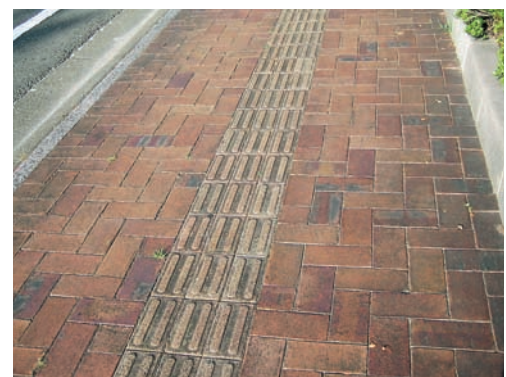


人が利用する姿も景観を構成する重要な要素である。



スラローム(曲線による車道の蛇行)により車の速度を抑制し、歩行者が安全に利用しやすいよう工夫されている。(佐賀市)

## × 配慮が望まれる事例



誘導ブロックと舗装材が同系色のため、視覚障害者にとって見分けにくい。

## 4-（7）時間の経過を考慮する

時間の経過や維持管理のしやすさに配慮した整備を行うとともに、構想、計画、設計段階において定められた景観形成の意図を維持管理段階まで継承するよう努める。

- ・公共施設は、長い年月にわたり使われていく中で醸成され、地域の景観に風格をもたらす一方、汚れや破損により景観の阻害要因ともなります。  
一時の流行にとらわれないデザインの普遍性やエイジング<sup>※</sup>効果（材料の変化、樹木の成長）の考慮、維持管理のしやすさ、ライフサイクルコスト<sup>※</sup>等を考慮し、長期使用を想定した施設整備への工夫が必要です。
- ・当初の構想、計画の意図の把握に努め、公共空間の景観形成の一貫性を確保することがより良い景観の維持につながります。適切な維持管理体制のもと、計画的な管理、修繕を行うことが重要です。  
また、事業の各段階において、周囲の景観への影響や、当初計画との整合等を考慮しながら、より良い景観となるよう計画を見直すことも必要です。

### × 配慮が望まれる事例



設計当初のデザインの継承、またはよりよい改善が望まれる。

※エイジング

年月を経て備わる風格や味わい

※ライフサイクルコスト

設計・建設・維持管理・解体までトータルでかかる費用  
（生涯費用）



【参考】 景観形成に関する整備内容の検討フローの例

